

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年6月7日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 170346

国名：ミャンマー 担当：ミャンマー事務所

案件名：円借款事業形成・実施能力強化事業

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年6月7日から2017年6月13日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年6月7日から2017年6月13日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年6月30日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：7月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：7月中旬～8月上旬

2 業務の内容

本業務は、ミャンマーの実施機関・監督官庁・関係機関等（以下、「実施機関等」）に対し、円借款案件形成から既往案件監理における円借款の各種制度・手続きおよび実施機関等の体制構築等への支援・指導を行うことにより当該国の円借款業務を円滑に進めることを目的とする。

ミャンマーでは2013年に約25年ぶりに新規プロジェクト型円借款が再開され、新規案件候補の形成準備調査等を実施して当該国の抱える多様な開発ニーズにこたえるために案件形成に取り組んでいる。今後、更なる経済成長に向けて様々な開発ニーズが顕在化していく中、案件審査業務を迅速に進めるためには、円借款案件プロセスに不慣れな実施機関等に対してきめ細やかな支援・指導を行うことが一層求められている。また、案件の円滑な実施や高い事業効果発現のためには、案件形成時に様々なステークホルダーからデータを収集・分析し、実施機関等に対して適切な助言を行うことが重要である。

新規案件が増加している一方で、既往円借款案件（22件）（注1）の監理はJICAミャンマー事務所が実施機関等を通じて進捗状況のモニタリングや定期協議等実施促進を行っているが、実施機関等が円借款の調達や貸付実行手続きに習熟していないことや、ミャンマー国内における承認手続きが煩雑であることが主要因となり、円滑な進捗に支障を来すケースがある。このため実施機関等に対し着実、かつ効果的な事業実施のために手続き等にかかる技術的な支援が必要とされている。

上記を踏まえ、右業務が主に想定される。ア) 実施機関等の制度、財務等にかかる情報収集および分析、イ) 実施機関等の体制構築にかかる支援、指導、ウ) 円借款にかかる各種制度・手続きに関する解説およびワークショップ等の開催、エ) 業務にかかる実施機関等への支援、指導、オ) JICAが世銀、アジア開発銀行等他ドナーと共同して行うポートフォリオレビュー会合の資料作成および事務局業務支援

（注1）2017年4月末時点

3 条件等

- (1) 参加要件
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- (2) 参加の制限
特になし。

4 契約期間（予定）

2017年8月上旬～2019年9月下旬

5 想定人月（予定）

66.25 M/M

以上